

平成 25 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 25 年 9 月 30 日

鈴木委員

今日は 9 月 30 日ですが、くしくも 6 月だったか、第 2 回定例会でゾーン 30 のお話をさせていただきました。ゾーン 30 についてですが、皆様方も御存じの亀岡の事件から、つい先週には八幡の事件があったりと、通学路に対しての御父兄の方々の関心は半端ではないものがありまして、私も 6 月にこの質問をしておいて良かったなと思ったところでございます。

その際に、やはり交通弱者と言われる小さいお子さんや高齢者の方々に対しては、30 キロの規制だけではなくて、更に何らかの手を打つべきであると提言を申し上げさせていただいたところでございます。

それで早速、部長、また課長等にもいろいろ御尽力を賜って、全国初のゾーン 30 の日というのを設定していただきました。何だか今日の常任委員会に合わせたみたいですが、今日がその初日だということで、私も何と家を 6 時ちょっと過ぎに出たということでありまして、まるで何か会津若松かどこかに向かうぐらい早い時間に家を出させていただきました。本当に課長をはじめ、関係の交通部の方々には早朝からいろいろな対応をしていただきまして、衷心より御礼を申し上げたいと思っております。

私も拝見させていただいた中で、驚いたことが二つございました。一つは、やはり白バイが置いてありますので、周囲の方々が、何かとんでもない事件が起こったのかなというように見ていらっしやったことです。それは、ある意味、大変目立つ状況をつくっていただいたということですよ。

これは、私たちも、今までの警察の皆様方との長いお付き合いの中で、いろいろ現場等々を見させていただきましたが、とても今までにないような状況でございました。通りかかった P T A 会長さんに、このように県警に御努力をいただいているんですよとお話ししたところ、本当に助かりましたとおっしゃっていました。今日もどこかの新聞社でしたか、t v k の方もいらっしやっていて、その様子が放映されたようです。私はそれを見ないまま終わってしまったので、是非とも映像で見させていただきたかったんですけども、本当に t v k の方も相当長時間にわたって、約 1 時間ぐらいかな、フィルムをずっと回されていました。また、各紙の記者の方々もいらして、そして、栄署の白バイだと思いますが 2 箇所においていただいて、P T A のの方々を含めた父兄の方々、そして教職員の方々に変感謝をされていたという状況が一つあります。

もう一つは、一方通行で、本来だったら右折してはいけないところに入ってくることによって、細い道なのにすごいスピードが出るという状況がありましたが、その入り口からちょっと入ったところに白バイ隊員の方においていただきまして、不幸にも何名かの方がお捕まりになられたということがありました。それを見ていた校長先生は、本当に細かいところまで見ていただいて有り難いことですねと

お話をされていまして。私も隣にいましたが、本当に細かいところまで気を使っていた件に関して、提唱者としても、再度、感謝を申し上げます。

それを踏まえて、ゾーン 30 についてお話をさせていただきたいと思います。

ただ、私はゾーン 30 を見させていただいた中で、最初に思ったことは、やはり速度規制なんです。こんな言い方は失礼ですけども、30 キロですよという単なる速度規制ということでありまして。したがって、このこととゾーン 30、要はスクールゾーンとの関係というのは、なかなか難しいだろうということでありまして。そういう中で、こういう形でゾーン 30 の日をつくっていただいた意義がそこにあったのかなということを確認をさせていただきました。

そこで、まずゾーン 30 の日を指定し、朝の通学時間帯に子供の見守り活動を行っていただくということになりましたが、これは新聞記者からも御質問があったようですけれども、県下一斉での対応については、今日はどのような対応をされたのかお聞きしたいと思います。

交通総務課長

ゾーン 30 ですが、この対策は委員御承知のとおり、住宅地域などをゾーンとして設定しまして、その区域の中の抜け道を利用する車の走る速度を 30 キロに指定することによって、歩行者等の安全を確保することを目的としました新たな交通対策の施策でございます。

そこで、その周知徹底を図るために、毎月 30 日をゾーン 30 の日と制定したものでございます。本日が制定後初めての活動日ということで、県内一斉に通学児童等の見守り活動を中心に実施したところでございます。

鈴木委員

これが毎月行われるということには、私は大変心強く思いました。その中で不幸なことに、私の住んでいる鶴見区にはゾーン 30 がないんです。では、何でそういう質問をしたんだと何人かからも言われたんですけども、ゾーン 30 がない地域は当然多い。たしか、現在の整備箇所は 29 箇所ぐらいですか。まだ設定されていないところが多くて、平成 28 年までに、280 から 290 箇所ぐらいまで持っていきたいという意気込みは、私も大変有り難いですが、今後の持っていき方について、どのように考えていらっしゃるのか。

交通総務課長

お尋ねのゾーン 30 として区域を設定していない警察署においても、通学路とかあるいは歩行者の通行が多く、また車の交通量も多い生活道路、これを選定しまして、それぞれの警察署の交通情勢に応じて、通学児童などに対する見守り活動を実施してきたところです。今日も、その活動を行っております。

鈴木委員

是非とも平成 28 年度に向けて、倍するような勢いで是非ともお願いしたいと思っています。その中で、今日は先ほども申し上げましたように、各署で持っている白バイが出ているということですが、これは大変に目立つのと同時に、交通安全という面でも大変大事なことだろうと思うんです。何人かの小学生が白バイを

一生懸命、取り囲んで見ているわけです。校長先生から、触っちゃだめだよなどと怒られながら、小学生たちは、格好良いとか話しているわけです。やっぱり小さいときから、こういう白バイの活動の様子に直に触れることができるのも、このゾーン 30 の日による思わぬ効果ではないかなと思います。このゾーン 30 の日については、白バイの出動について前向きに御検討いただけるかどうかお伺いします。

交通総務課長

本日は白バイにつきましては、警察署、それから警察本部に配備されている白バイ 50 台、これを通学路等に配置しまして、児童が交通事故の被害に遭わないように見守り活動を実施しているところでございます。

鈴木委員

白バイ自体の配置についても前向きに御検討いただけるとは思いますが、その中で私がもう一つ考えたことは、通り掛かりの自治会の関係の方だと思んですが、今日は何をやっていらっしゃるんですかと聞かれましたので、ゾーン 30 の日なんですよという話をさせていただきました。その方も、それは良い取組だねとお話をされてましたが、まだまだゾーン 30 についての周知が、なかなか現場でなされていない。しかし、特に自治会関係者なんかですと、自分のお孫さんなどもいらっしゃるから、何か一つでも交通対策のことに関わりたいという思いも大変持っていました。

また、今日は、西本郷小学校の校長先生、副校長先生も出ていらして、実際に児童のお出迎え等々もしていましたが、まだまだこういうゾーン 30 の日について知らない方が教職員の中にもいると思いますよというお声も頂戴したところでございます。そこで、自治会関係者、また教職員の方々との連携については、どのように考えていらっしゃいますか。

交通総務課長

ゾーン 30 の趣旨あるいは取組等について、各警察署で予定しております広報キャンペーンですとか、あるいは各市の安全講習の呼び掛け等を通じまして、その周知を図ってまいります。

そして、関係機関、団体、さらには地域の方々の理解と協力を得まして、連携した取組を推進していきたいと考えています。

鈴木委員

是非とも、広報をはじめ、県のいろいろな機関もあるわけですから、自治会関係の方、また教職員との連携ということについて、しっかり仕組みをつくった形で、御徹底を願えればと思うところでございます。

あわせて、私の地元の生見尾踏切というところで 88 歳の方が亡くなられたということで、各新聞が一斉に踏切事故というのを盛んに報道されています。それで、今は踏切の対策も大事だと。実際には交差点も含めて、交通弱者と言われる高齢者の方々に対する見守りについても、私は大変に有効な施策ではないかと思っております。

これは、もうゾーン 30 で、朝に活動していただいているわけですから、次はデイタイムで高齢者の方々もどうのこうのというわけにはいかんでしょうけれども、高齢者対策としての保護活動も、今後、また視野に入れていただければと要望したいところですが、いかがでございますか。

交通総務課長

委員御指摘のとおり、県内では、昨日までの人数ですけれども、47 人の高齢者の方が交通事故によって命を落とされております。そのうち5割以上の 26 の方が、歩行中に事故の被害に遭っております。このような現状を踏まえまして、既に設定しております毎月 15 日の高齢者交通安全の日、これと併せましてゾーン 30 の日におきましても生活見守り対策の一環として、高齢歩行者の通行が頻繁な区域での保護、誘導活動等も併せて行っております。

鈴木委員

とても有り難い答弁で、毎月 15 日ですか、今おっしゃった高齢者の方に対する見守りについても前向きに御検討いただけるということです。ゾーン 30 は全国初なわけですから、今日も t v k などのテレビや新聞各紙で、いろいろ報道されるでしょうけれども、神奈川県警から出た交通対策ということで、当然全国に波及していくものであると思います。やはり小さいお子さんも含めた通学路と同時に高齢者対策というものになれば、これから 2020 年問題とって団塊の世代の方々が全て 75 歳になられるという状況もありますから、迎えないければならない将来の大きな問題の先手を取ることになるだろうという思いもございますので、是非とも高齢者対策の一環ということも考えていただいて、よろしく願い申し上げます。

その中で子供の見守りもやっていただくということでもあります。今日も私の伺った場所では、3 台ぐらいの方の速度違反が確認されていますが、今後の取締り活動についてはどのように考えていらっしゃいますか。

交通総務課長

ゾーン 30 は、住宅地域等の生活道路の安全を確保するための交通事故防止対策でございます。したがって、区域内の走行速度を 30 キロに規制するとともに、進入禁止あるいは通行禁止の道路を抜け道として利用したり、あるいは横断歩行者を妨害する違反車両などに対する指導、取締りも併せて行ってまいります。

鈴木委員

私も、あれだけの渋滞ですから、抜け道として使うという人間心理も分からなくもないという思いですが、改めて第三者の立場から見て、私自身も実際に免許を頂いて運転している者としても、ある意味ではカーナビ等々がこれだけ発達し、抜け道を探すという利用方法もある中で、この抜け道対策として、生で警察官の方が立っていただく効果というのは、やっぱり絶対に大きいと思いますので、是非とも取締りにつきましても、ひとつよろしく願い申し上げます。

その中、現実の問題に移ります。本年度のゾーン 30 の整備状況について伺いたいと思います。

交通規制課長

本年度につきましては、52箇所を整備を計画しており、現在、整備候補場所の選定を終え、実際の整備に向けて、住民調整等を確実に実施しているところでございます。

鈴木委員

それでは来年度以降の整備についても聞かせてください。

交通規制課長

平成26年度の実績につきましては、現在、整備候補場所の選定に向けた準備を実施しているところであり、今後、住民の方の意見や交通事故発生状況等を踏まえた上で、整備候補場所を選定し、現地調査の実施や道路管理者との調整等、整備に向けた取組を推進してまいります。

また、平成27年度以降につきましても計画的な整備を推進するとともに、道路管理者と連携を図り、新規整備箇所のみならず、既に整備を終えた箇所についても対策の充実を図ることにより、子供や高齢者等、歩行者の安全を確保することができるよう努めてまいります。

鈴木委員

前の交通規制課長のときにも質問をさせていただきましたが、ゾーン30の日までつくっていただいて、なおかつ、これからも積極的に推進されるということでございます。

例えば、光ビーコンなんかを使った形のカーナビゲーションや交通情報でのゾーン30についての周知徹底ということもできるかと思えます。ある意味で運転する側にも情報を伝えていかなければいけないと思うんです。これについてはどんなことを考えていらっしゃるんですか。

交通規制課長

委員御指摘の取組につきましては、現在、横須賀市内の小川町、日の出町の2箇所について、ゾーン30の規制情報を自動車のカーナビゲーションに提供しておりますが、さらに、昨年度整備箇所のうち、磯子、栄、泉、鶴見区内における8箇所についても、本年度中に情報提供ができるよう調整をしているところであります。

また、委員御指摘のとおり県民の皆様に対し、ゾーン30の周知を図り、対策の効果をより高めるためには、本取組が重要であると県警察ももちろん認識しており、今後、他の整備場所における実施についても積極的に検討してまいります。

鈴木委員

本当に私からも御礼申し上げるとともに、ゾーン30を神奈川県警察の目玉として、是非とも、今後とも推進をお願いしたいと思っております。

その中で、今日、栄区にお邪魔をさせていただいた中で、PTA会長さんもお二人のお子さんを西本郷の学校に通わせていらっしゃるんですけども、こういう取組について大変有り難いことだとおっしゃっていました。

先ほどから質問させていただいておりますが、私は、もっともっと攻めの神奈

川県警を目指した方が良いのではないかと、実は思っているんです。生意気な言い方ですけども。というのは、何かが起こって、それに対して対応していくというより、先ほどの質疑で出た迷惑防止条例ではないけれども、県民として果たさなければならない義務は当然あるわけです。よく震災のときに、自助・共助・公助と言われるけれども、私は心の自助・共助・公助というのを本当に県民に対してこれから訴えていかないと、とてもではないけれども、県警も今の人数でもって対応し切れない問題というのがいっぱいあるんじゃないかと思っているところです。

例えば、ゾーン 30 の日というのを告知をしていくためにも、ホームページというのは、やっぱりある意味では今の県警の中では広報の手段として大事だと思います。もちろん、県民のまもりという機関紙でしたか、これを出してくださっているのは分かるんですけども、私も余り見たことがなくて怒られてしまうかもしれません、この前、広報県民課長にも配っていますよということで怒られてしまったけれども、それより、やっぱり大事なものはホームページにいっぱい隠されているんだろうと思うんです。二千数百というコンテンツがあるということも、広報県民課長からお聞きいたしました。先ほども、薬物銃器対策課長から、ホームページへのアクセスが1万件ぐらいあるというお話もありました。

私は、これから攻めの県警になっていく先兵というのは、やっぱりホームページだろうと思っておりますので、ひとつホームページについて若干聞かせていただこうと思っております。

まず、警察から県民に対する情報発進を行うための警察広報ですが、どのような方法で行っているのか伺いたいと思います。

警察本部広報県民課長

警察広報は、県民に対しまして警察で行っている各種活動をお知らせするとともに、県民の意見要望を受けまして、その意向を広く警察運営により反映させて、理解と協力を深めることを目標として行っております。

主な広報といたしましては、新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じての広報、それから県警ホームページを活用した広報、それから県警で作成している県民のまもり、神奈川の警察などの広報紙を活用した広報、それから各警察署が発行いたします交番だより、交番速報を活用した広報などを行っております。

鈴木委員

今のお話の中でも、新聞やテレビ等々の広報といっても、警察事案というのは、当然本部長の記者会見のときには話題にはなるわけですが、皆様方が実質的に進めてくださっていることについての広報というのは、なかなか大変だろうと思うんです。

私も先ほどから質疑を聞いている中で、理事官のお話で、DVをはじめいろいろな対応をされていらっしゃるということがございました。その中には、今まではある意味で民事不介入というふうに言われていた時代でしたが、こんな言い方はいけないかもしれませんけれども、御自宅の中にある事案を警察の方が聞か

ければならないという問題があったり、また 24 時間フルに対応してくださっている役所は警察だけということで、ある意味で川上から川下のいろんな相談事なんかも全て警察官の方に行っているという現状もあります。私は、先ほど言った攻めの警察というものの中で、自助について、つまり自分の心の自助ということについて、守るべきことはしっかり守らなければいけないと考えています。心の自助があった上で、警察は一生懸命やりますよという土壌づくりのためにも、ホームページが必要だと思っているわけですが、まず、県警のホームページの効果について伺いたいと思います。

警察本部広報県民課長

県警ホームページは、各種警察活動を迅速・的確に提供することにより、県民の警察活動に対する理解と協力を深めることができるものであります。

期待できる効果といたしましては、県民が必要としている運転免許や落とし物などに関する情報を、いつでもホームページにより入手できること、暮らしの安全情報や交通安全などに関する情報を発進することにより、県民の防犯意識あるいは交通安全意識の高揚を図ることができること、それから、相談・苦情・ご意見に関するコーナーが設置されておりますが、警察活動に関する県民の意見や要望などを把握し、県民の意向を警察運営に反映することができること、それから、警察庁をはじめ各都道府県警察のホームページとも相互にリンクしておりまして、全国の警察が一体となった、より効果的な情報を提供することができることなどが挙げられます。

鈴木委員

その中で、県警のホームページとして工夫されている観点を教えてください。

警察本部広報県民課長

県警察では、県警ホームページを利用される方の利便性に配慮いたしまして、次のような工夫をしております。

まずトップページには警察署の紹介、暮らしの安全情報、交通安全、相談・苦情・ご意見、それから採用情報、各種手続、統計の七つのメニューを表示して、それぞれのメニューをクリックすることで、その中から更に必要な情報を閲覧できるプルダウン機能を設けております。特に問い合わせの多い運転免許や落とし物の手続に関しましては、トップページで分かりやすいイラスト入りのアイコンを個別に表示しております。

この他、これは過去に委員の方から指摘があり改善したものでございますけれども、高齢の方やパソコン操作が苦手な方にでも簡単に操作できる県警案内所と題したアイコンを表示するなど、県民の利便性を考慮したレイアウトにしています。

鈴木委員

課長には何度もこの質問の前に私の方から要望してしまったものだから、いろいろ改善していただきまして、本当にありがとうございます。対応が早くて、110番の欄も早速アイコンを作ってください、赤くなっていましたが、私も何

人かの警察官の方ともお話しした中で、110番に余りにひどい電話があるという話もあって、実際に110番関係の方にも状況を聞かせていただきました。中には、私は次は国道何号線にどう出ていったらいいのかという110番であったり、彼女と別れるにはどうしたらいいんだという電話だったりするなど、ふざけているのかと思われる電話も一杯かかってくる状況にあるそうです。それで、110番だけは別途アイコンを作られたらどうですかということをお私提案したらすぐに作っていただいて、何人かの方が感想を述べていらっしゃいましたよ。そのホームページを見て、110番以外にシャープの9110番というものもあるということも分かったりしましたので、やはりトップページの使い方というのはすごく大事だと思います。県警のいろんなスローガンもあったようでございますが、是非とも今後も工夫をお願いしたいと思います。

その中で、リアルタイムに情報提供できるような、そしてそれが目立つように改良を加えることができないかということですが、これについてコメントを頂けますか。

警察本部広報県民課長

県警察では、県民の生活に直接関係するため、迅速に対応するべき暮らしの安全情報や運転免許をはじめとした各種手続、身近な法律等の改正など、内容につきましては関係部局と緊密に連携いたしまして、必要な情報をいち早くホームページに掲載できるよう、更に努めてまいりたいと思います。

また、掲載する方法につきましては、トップページにあります新着情報や注目情報のコーナーにお知らせや広告などのアイコンを設け、情報の種別が分かるような見出しを掲げるとともに、少しでも県民に知っていただきたいような重要な情報、例えば先ほど委員の御指摘にありました110番、緊急通報というようなものがございますが、専用のクリックボタンを設けて目立つレイアウトにするなど、より一層の改善に努めてまいります。

鈴木委員

是非ともすばらしいホームページを立ち上げていただきたいと思っていますので、今後、しばらくの間見させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、私の要望を2点ほどお願いしたいと思います。

今、課長には県警のホームページのお話を申し上げただけけれども、各警察署もホームページを持っていらっしゃるんです。御飯も食べないで一生懸命活動してくださっている警察官の方が、きっとボランティアでいろいろ作られているのではないのかなど、これは勝手な推測ですみませんが、人数も足りない中で作成してくださっている中で、現場の声というのが一杯載っているんですね。

例えば、最近自転車盗が多いですから気を付けてねみたいなものです。また、ここの期間は駐禁をやっていますよみたいなもので、なかなかローカル色豊かであるような提示があります。是非とも私がお願いしたいのは、署から要望を上げてもらいたいと思うんです。要するに、各警察署から、こんなことを県警のホーム

ページで扱ったらどうかというものを県警がまとめてあげれば、もっともっと違う意味での情報が出てくるのかな、というものが一つであります。

もう一つは、課長はお忙しいと思うけれども、たまに各署を順番に回っていたきながら、アンケートのような形で、県警のホームページへの要望を受けてはどうかということでもあります。やっぱり現場の方々は忙しい中、一生懸命作ってくださっており、私も涙が出る思いでホームページを見ているんです。県警本部の方で各警察署とも連携をとっていただきながら、本当に県警のホームページが、県民の生の声が吸い上がっていくようなホームページで、なおかつ、また変な話ですけども、足回りという部分では各署のホームページの改善を目指して、ホームページ作りをお願い申し上げたいと思います。

生意気なようですが、本当に攻めの県警という流れの中では、やはり情報発信をしなければ県民は分からないわけでございます。常任委員会のこの場ではこういう質疑でございますけれども、いろいろ御苦労いただいていること、皆様方がやっていることをどのように県民に伝えるかということもこれから大変重要なことになってくると思いますので、是非ともそれを要望させていただいて、質問を終了したいと思います。